

公立病院改革プランの概要

団 体 名		鳥取県 智頭町					
プ ラ ン の 名 称		智頭病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 1日					
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 23年度					
病院の現状	病 院 名	国民健康保険智頭病院					
	所 在 地	鳥取県八頭郡智頭町智頭1875番地					
	病 床 数	144床					
	診 療 科 目	内科 脳神経内科 循環器内科 小児科 外科 心臓血管外科 整形外科 麻酔科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 放射線科 リハビリテーション科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要)		<p>旧八頭地域の医療機関としては、個人医院(診療所)はあるものの総合病院としては当院が唯一の病院である。また、平成20年4月現在の高齢化率は33.59%、独居人数約340人と核家族化が進み、市内の病院までは約1時間程度の時間を要す現状であり、町内に総合病院があることにより、当町の住民はもとより用瀬、佐治、岡山県西粟倉、奈義などの近隣町村をも含めた住民の入院医療、救急医療、在宅医療等の提供を行うことで、心のよりどころとなっている。</p> <p>こうした現状をふまえて、診療科目等は現状維持することとし、事業の規模・形態の見直し(病床の見直し)を行い、過疎地域の拠点病院としての機能を果たしていく。</p> <p>智頭病院は、保健センター、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、社会福祉協議会、ヘルパーステーション、ケアセンターなどの保健医療福祉が統合した施設であり、この三位一体ならではのサービス機能を発揮し、在宅医療・在宅介護の一層の充実を図り、独居になっても在宅で安心して暮らせるためのサービスと仕組みづくりの確立、また、疾病予防・健康増進の拠点として集団検診、医療相談、健康講座等の保健衛生活動を行っていく。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)		<p>○病院の建設改良に要する経費→企業債元金及び利子償還の1/2の額(ただしH14年までに着手分は2/3の額)</p> <p>○へき地医療の確保に要する経費</p> <p>○高度医療に要する経費→CT,医療機器、医師確保等は1/3の額。病理検査等は1/2の額。人工透析に要する経費</p> <p>○小児医療に要する経費</p> <p>○経営基盤強化対策に要する経費→研究研修に要する経費の1/2の額。共済追加費用に要する経費の1/3の額。基礎年金拠出金に要する経費の1/3。児童手当に要する経費</p> <p>○不採算地区病院に要する経費(特別交付税算定相当額)→平成21年度から</p> <p>○公立病院附属診療所の経費(普通交付税算定相当額)→平成21年度から</p> <p>○特例債借入後の資金不足額の補填→平成20年度</p> <p>○特例債元金と利子の補填→平成21年度～平成23年度</p> <p>○特例債元金を補填→平成24年度～平成27年度</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	77.8	95.1	92.1	97.6	101.2	(単位:%)
	職員給与費比率	76.2	68.5	67.0	66.2	64.9	(単位:%)
	病床利用率	80.5	91.0	86.8	86.8	86.8	(単位:%)
	医業収支比率	73.7	79.9	82.3	87.6	91.2	(単位:%)
	外来入院患者比率	145.1	121.5	54.0	54.0	54.0	(単位:%)
	累積欠損金比率	-243.8	-228.6	-234.1	-230.3	-222.1	(単位:%)
	不良債務比率	41.2	-0.5	3.0	1.0	-2.9	(単位:%)
	資金不足比率	41.2	37.0	35.6	28.3	19.0	(単位:%)
	医師1人1日当たり収入額	303,101	356,435	278,931	278,931	278,931	(単位:円)
	看護師1人1日当たり収入額	34,129	48,954	40,408	40,408	40,408	(単位:円)
	患者1人1日当たり収入額(入院)	19,463	19,870	22,680	22,680	22,680	(単位:円)
患者1人1日当たり収入額(外来)	5,530	6,200	6,280	6,280	6,280	(単位:円)	
上記目標数値設定の考え方		平成20年度の特例債と一般会計からの繰入金により不良債務を解消。平成21年度から平成22年度は不良債務を解消出来ないが、平成23年度以降不良債務が好転。計画期間中の平成23年度を起点として経常収支比率の更なる改善を図る。(経常黒字化の目標年度:H23年度)					

				団体名 (病院名)	鳥取県智頭町(国民健康保険智頭病院)		
公立病院としての医療機能に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
年延入院患者数	42,435	47,815	46,720	46,720	46,720	(単位:人)	
年延外来患者数	61,587	58,080	58,080	58,080	58,080	(単位:人)	
数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期 経営効率化に係る計画	民間的経営手法の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○給食業務の委託化を平成10年度に導入済み ○外来投薬の院外処方化を平成9年度導入済み ○SPD(診療材料)を導入し、在庫管理を徹底し、在庫のデッドストック削減等を図っている。(平成17年度実施済み) ○手当(管理職手当・管理職特別勤務手当)の見直しを平成20年度から実施 					
	事業規模・形態の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和46年から地方公営企業法全部適用を実施 ○平成20年度から病床利用率増加を図るため、病床の見直し(一般96床→79床、療養48床→65床)を行った。 ○平成21年3月から病床数を99床(一般79床・療養20床)に削減し、45床を従来型老健施設へ 					
	経費削減・抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ○医師を除く正職員の人件費カット。平成16年10月から10%カット。平成17年度から平成19年度まで3%~10%カット。平成20年度15%カット(年間6200万円の削減)。平成21年度~13%カット(年間5500万円の削減) ○病床再編により平成21年度の採用人数を維持し、平成22年度以降は退職補充のみとする。 ○事務部門の庶務課と医事課を平成21年度に統合し、平成23年度までに職員3名の削減(1500万円の削減) ○採用に際し、医局・看護科のみの判断だけでなく、事務部門でチェック(統制)する ○医薬品購入(仕入)を一社に一元化し、仕入率を4~5%減(平成21年1月から実施) 					
	収入増加・確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ○平成19年度に地域連携室を設置し、他院からの紹介入院患者が増加し、入院収入が増となった。また在宅支援チームとの連携により退院後の在宅生活がスムーズに行えるようになった。 ○不採算地区病院に対する特定疾患療養管理指導料単価の増加(外来1人当たり180円増 年間1千万円増) ○訪問看護ステーション併設型から単独型変更による介護報酬の増(平成21年度~年間1千万円増) ○訪問看護指示書の増加(平成21年度~年間180万円増) ○整形外科からの指示書の増加に伴い通所リハ事業の増(平成21年度~100万円増) ○外来1人当たりの検査単価の増加(1人当たり100円 年間1千万円増) ○平成20年度から健診センター開設により健診事業による収入増加(平成21年度年間800万円増、平成22年度から平成23年度1000万円増) ○平成20年8月から出前健康講座を実施し、健診受診率の向上を目指す ○平成21年度から病床を99床とし不採算地区病院特別交付税による収入増加(年間6700万円増) ○公立病院附属診療所を平成19年度1カ所、平成20年度1カ所開設による普通交付税増加(平成21年度710万円、平成22年度1420万円増) 					
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○看護師等の確保のため平成21年1月から院内保育を開設 ○検査科など各科の月間、年間目標を明確化し、数値管理を行う(平成21年度~) ○組織体制を見直し、指揮命令系統の整理を行い責任体制を明確化する(平成21年度~) ○収支状況を速報値により作成(翌月15日迄)し、前月の状況把握及び対策を早く行う(平成20年度下期~) ○テナントの契約条件の見直し(自販機手数料。平成20年度下期~) ○職員駐車場の有料化を平成19年度から実施済 					
各年度の収支計画	別紙1のとおり						
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	75.6%	18年度	71.5%	19年度	80.5%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	○病床利用率の状況を踏まえ、平成21年3月から病床数を99床(一般79床・療養20床)とし、45床を従来型老健とする。					

団体名 (病院名)	鳥取県智頭町(国民健康保険智頭病院)
--------------	--------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	智頭病院が所在する鳥取県東部保健医療圏には下記の4つの公立病院が開設されている。 鳥取県立中央病院(431床) 鳥取市立病院(370床) 岩美町国民健康保険岩美病院(160床) 国民健康保険智頭病院(144床)		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	平成20年4月策定の鳥取県保健医療計画では、同じ保健医療圏内に似通った医療機能を有する病院があり、「効率的かつ持続可能な公的医療機関(病院)の医療提供体制のあり方について今後検討。」とされている。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要	<時期> 平成21年度末	<内容> 県では、各保健医療圏毎に、圏域内の病院長、行政関係者(県、市町)、地区医師会長などで構成する「持続可能な医療提供体制のあり方検討会」を設置し、医師の効率的配置に配慮した病院間の連携などについての検討に着手。 また、平成20年度に地域医療対策協議会を設置し、再編・ネットワーク化について検討を重ね、同協議会での検討結果を基に平成21年度末を目処に基本的方針をまとめる。 智頭病院に関しては、患者に高齢者が多く、通院が困難な事情などに考慮しつつ、市内の病院との連携のあり方などを中心に検討予定。 ○連携の具体例としては ・市内急性期病院と当院のもつべき慢性期病院の連携 …それぞれの病院にあった患者を受け入れるため、お互いの患者紹介。 ・透析患者の連携…東部に透析のできる病院が限られており、透析患者が増えている現状で、病院間の連携をとりながら患者の調整。 ・今後の連携…市内病院から病状が安定した者の入所施設として、当院老健施設への紹介	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に☑を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
		<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input checked="" type="checkbox"/> 診療所化	<input checked="" type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	○改革プランの進行管理及び達成基準の見直しについては既存の智頭病院運営審議会で行う。 <<構成メンバー>> 外部有識者、町議会代表、住民代表 ○改革プランの点検及び評価については「(仮称)智頭病院改革プラン評価委員会」を組織し行う。 <<構成メンバー>> 町長または副町長、総務課長、企画財政課長、福祉課長(事務局責任者:病院事業管理者) *改革プランの進捗及び達成状況の公表については「広報ちづ」及びホームページで行う。		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	(仮称)智頭病院改革プラン評価委員会を毎年度4回(7月・10月・1月・4月)開催し、点検・評価を行う。		
	その他特記事項	今後の収益の確保又は費用の削減については、計画を達成出来ない場合は、更なる費用の削減、繰入金増額等により、別紙1の「単年度資金不足額(※)」の水準(累積ベースの資金不足(別紙1の(H)の額)解消後(平成25年度以降)は新たな単年度資金不足を発生させないこと)の達成を図ることとする。		

(別紙)

団体名
(病院名)

鳥取県智頭町(国民健康保険智頭病院)

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医業収益 a	1,222	1,303	1,431	1,430	1,440	1,450
	(1) 料金収入	1,146	1,215	1,347	1,339	1,339	1,339
	(2) その他	76	88	84	91	101	111
	うち他会計負担金						
	2. 医業外収益	155	169	374	281	276	270
	(1) 他会計負担金・補助金	107	119	324	231	227	222
	(2) 国(県)補助金	43	43	43	43	42	41
	(3) その他	5	7	7	7	7	7
	経常収益(A)	1,377	1,472	1,805	1,711	1,716	1,720
	入	1. 医業費用 b	1,752	1,767	1,790	1,738	1,643
(1) 職員給与と費用 c		987	993	981	958	954	941
(2) 材料費		198	193	183	172	172	172
(3) 経費		369	386	432	431	385	377
(4) 減価償却費		194	193	190	173	127	95
(5) その他		4	2	4	4	5	5
2. 医業外費用		122	126	109	120	115	110
(1) 支払利息		102	105	104	115	110	105
(2) その他		20	21	5	5	5	5
経常費用(B)		1,874	1,893	1,899	1,858	1,758	1,700
出	経常損益(A)-(B) (C)	-497	-421	-94	-147	-42	20
	1. 特別利益(D)				71	73	75
	2. 特別損失(E)						
特別損益(D)-(E) (F)	0	0	0	71	73	75	
純損益(C)+(F)	-497	-421	-94	-76	31	95	
累積欠損金(G)	-2,756	-3,177	-3,271	-3,347	-3,316	-3,221	
不良債務	流動資産(ア)	303	256	250	241	249	246
	流動負債(イ)	635	793	243	284	264	204
	うち一時借入金	500	700	150	190	170	110
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)						
不良債務(オ)	332	537	-7	43	15	-42	
差引{(イ)-(エ)}-{(ア)-(ウ)}							
単年度資金不足額(※)	379	205	-7	50	-28	-57	
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	73.5	77.8	95.1	92.1	97.6	101.2	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	27.2	41.2	-0.5	3.0	1.0	-2.9	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	69.7	73.7	79.9	82.3	87.6	91.2	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	80.8	76.2	68.5	67.0	66.2	64.9	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)	332	537	530	509	408	276	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	27.2	41.2	37.0	35.6	28.3	19.0	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	27.2	41.2	-0.5	3.0	1.0	-2.9	
病床利用率	71.5	80.5	91.0	86.8	86.8	86.8	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=(「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=(「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	鳥取県智頭町(国民健康保険智頭病院)
--------------	--------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企 業 債	130		537				
	2. 他 会 計 出 資 金	83	81	107	102	112	114	
	3. 他 会 計 負 担 金							
	4. 他 会 計 借 入 金							
	5. 他 会 計 補 助 金							
	6. 国 (県) 補 助 金							
	7. そ の 他							
	収入計 (a)	213	81	644	102	112	114	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)							
	前年度許可債で当年度借入分 (c)							
	純計(a)-(b)+(c) (A)	213	81	644	102	112	114	
	支 出	1. 建 設 改 良 費	130					
		2. 企 業 債 償 還 金	160	159	196	249	241	248
		3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金						
4. そ の 他								
支出計 (B)		290	159	196	249	241	248	
差引不足額 (B)-(A) (C)		77	78	-448	147	129	134	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金							
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額							
	3. 繰 越 工 事 資 金							
	4. そ の 他							
	計 (D)							
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)		77	78	-448	147	129	134	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)								
実質財源不足額 (E)-(F)		77	78	-448	147	129	134	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	() 107,429	() 118,514	(147,133) 323,720	(71,090) 302,637	(72,878) 299,961	(74,712) 297,108
資 本 的 収 支	() 82,571	() 81,486	() 106,617	() 101,783	() 111,559	() 114,412
合 計	() 190,000	() 200,000	(147,133) 430,337	(71,090) 404,420	(72,878) 411,520	(74,712) 411,520

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。